

日アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）の下での
特惠税率（AJCEP 税率）適用予定貨物を輸出される皆様へ
（アセアン各国による実行最恵国税率（MFN 税率）の引き下げについて）

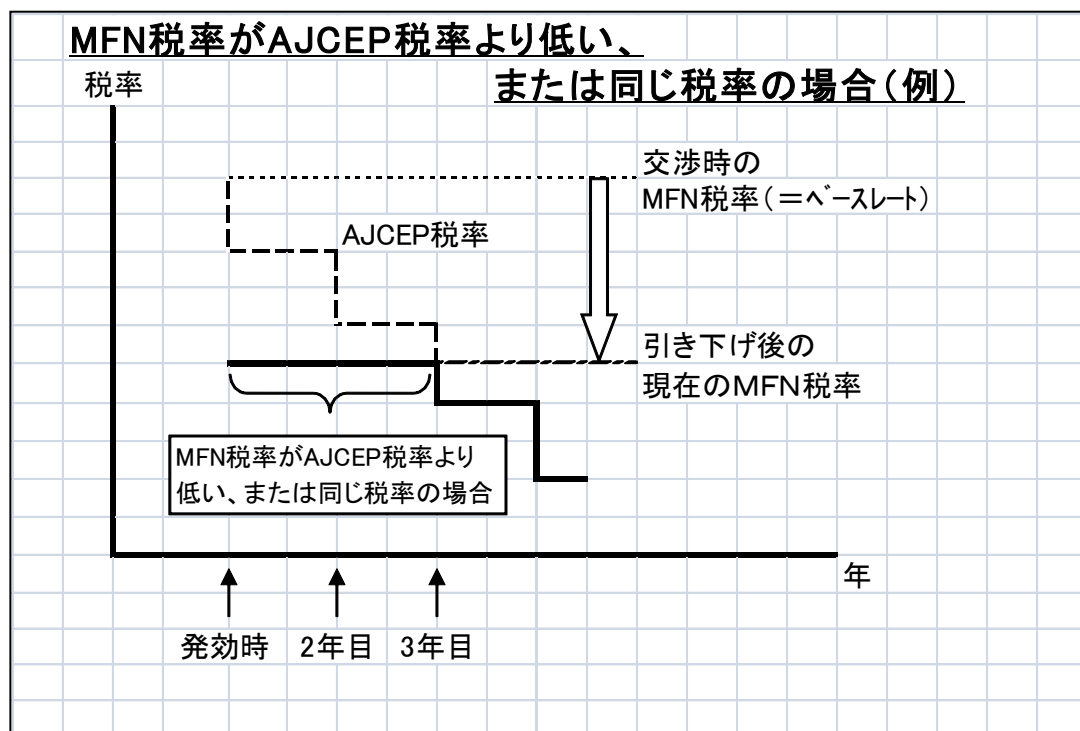
経済産業省 通商政策局 経済連携課
2008 年 11 月

日アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）は 2008 年 12 月 1 日に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で発効し、各国における関税引き下げの対象となった品目については、12 月 1 日から関税の引き下げが行われます。その後は、準備が完了した国において、順次発効する予定です。

このうち、段階的に関税の撤廃または引き下げを行う品目については、AJCEP 交渉が行われていた当時の各国の実行最恵国税率（MFN 税率）を基準税率（＝ベースレート）として関税の引き下げが開始されますが、その後の各国による MFN 税率の引き下げにより、一部の品目で、MFN 税率が、AJCEP 税率（AJCEP で定められている税率）より低い、または同じ税率となる可能性があります（下図参照）。

従いまして、AJCEP が発効した国への輸出に際しては、AJCEP 税率、MFN 税率（や優遇税率など）を、下記の情報などにより、予めご確認下さい。

なお、二国間 EPA が発効している国においては、その EPA 税率も併せてご確認ください。



（参考情報）

- 日本貿易振興機構（JETRO）では、上記の内容を含め、EPA の利用に関する広報、相談を行っております。

[JETRO 貿易投資相談センターEPA 班 03-3582-5171](http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/)

また、JETRO は、関税率情報データベース「WorldTariff」を、日本の居住者に対し、無料で提供しており、国毎、品目毎の MFN 実行税率、各 EPA/FTA の税率を調べる事が可能です。

<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

- AJCEP に関する情報

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html

- その他 EPA 全般に関する情報

経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）の推進について

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html